様式第4号(第8条関係)

放課後児童クラブ入所不承認通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

産山村教育委員会

　　　　年　　月　　日 付けで申請のありました放課後児童クラブの入所については、次の理由により入所できませんので、通知いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 入所希望児童氏名 |  |
| 入所希望児童クラブ名 | 児童クラブ　 |
| ( 理　由 ) |

　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、産山村教育委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

　また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、産山村を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日から起算して１年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。